

平成 29 年 7 月 7 日 10:00～
豊橋河川事務所 2 階会議室

河川愛護モニター一会委嘱式及びモニター一会議次第

1) 委嘱式

- ・ 委嘱状授与（10：00～10：15）
- ・ 意見交換会（10：15～10：30）

2) モニター一会議

- ・ 概要説明等（10：30～11：30）

※河川愛護モニター制度とは

河川行政において、沿川地域との交流が重要性を増す中で、沿川市民の方から河川に関する情報や意見を聴取し、河川の適切な維持管理や河川愛護思想の普及・啓発に資することを目的として、昭和50年に制度化されたものです。

※河川愛護モニターの主な業務

- ・ ゴミの投棄などの不法行為や川の汚れ、河川管理施設の損傷などの通報
- ・ 河川の流水の様子や河川周辺の植物など、河川環境に関する報告
- ・ 日常の河川利用の様子や工事状況などの報告

河川愛護モニター報告対応事例

●月	矢作川 愛護モニター報告	モニター区間	矢作川:左右岸 ●
実施日	●	実施区間	左右岸 ●
		管轄出張所	●出張所

「不法投棄の報告」

西側堤防区域 ● (河川区域内)お知らせの看板(国土交通省豊橋河川事務所 ●出張所)近くの堤防あたりの集土、ゴミ袋に包んであるタイヤが、放置されて、川に恐れらく、深夜に不法投棄されたように思われます。(写真と添え紙を添付)。




担当出張所による対応事例



写真

河川愛護モニターからの報告に基づき、不法投棄物(タイヤ)の撤去を実施しました。
河川愛護モニターの皆さまのご活躍が、河川の適切な維持管理に反映されています。

コメント

※河川愛護モニターの皆さまからのご報告は、下記URLからご確認いただけます。
<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/information/aigo/houkoku.html>

豊橋河川事務所 案内図



場所： 豊橋河川事務所（豊橋市中野町字平西1-6）

- アクセス：
- ・豊橋鉄道渥美線南栄駅より徒歩約15分
 - ・豊橋駅前バス停より、豊鉄バス（デンソー前行き | 藤沢町・中野町経由）に乗車し、中野町バス停で下車 徒歩1分
 - ・駐車場もございます